

22年度中小企業定年引上げ等奨励金制度改正のお知らせ

中小企業定年引上げ等奨励金とは

70歳まで働くことのできる中小企業を支援するため、65歳以上への定年引上げや定年の定め廃止、さらに希望者全員を対象として70歳以上までの継続雇用制度を導入した事業主に対して支給されます。加えて、労働時間の多様性を設ける制度「高齢短時間制度」を併せて導入した事業主に対しては加算して支給されます。

また、新たに65歳前に契約期間が切れない契約形態による希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度「65歳安定継続雇用制度」を導入した事業主も支給対象になります。

過去に継続雇用定着促進助成金を受給された事業主も対象となります。（「65歳安定継続雇用制度」は不可）

【支給対象事業主】

雇用保険被保険者が300人以下の事業主

1年前から63歳以上の確保措置（ を参照）がなされていること

平成21年4月1日以降、就業規則により、65歳以上への定年の引上げ希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用 65歳前に契約期間が切れない契約形態による希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用定年の廃止のいずれかの制度を導入し実施したこと

申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の常用被保険者が1名以上いること

高齢者の雇用の安定等に関する法律第9条（高齢者雇用確保措置

- ・当該定年の引き上げ
- ・継続雇用制度の導入
- ・当該定年の定め廃止

・ H22.4.1 ~

25.3.31 64歳

【高齢短時間制度導入による加算】

平成21年4月1日以降、定年引上げ等と併せて導入するものであること

60歳以降の希望する日以後において、一般労働者の所定労働時間（基準労働時間）の他、基準労働時間に比べ、短い労働時間を選択して労働することができるものであること

短時間労働時間を選択した者が雇用の上限年齢及び、契約期間について不利となるものでないこと（就業規則等にその旨の定めがないこと）

高齢短時間制度導入後1年間に、短時間労働時間を選択した常用被保険者（当該事業主に1年以上継続して雇用される者に限る）が1名以上出た場合に支給申請ができます。（支給申請と同時であること）

高齢短時間制度

一般労働者の所定労働時間	基準労働時間	一定の加算支給額
短時間労働時間	基準労働時間の4分の3未満 かつ 20時間以上（週の所定労働時間）	20万円

または を選択して労働することができるもの（就業規則等に、明記されていること）

【65歳安定継続雇用制度】

次のイまたは口のいずれかの制度です。

イ 希望者全員を定年退職後、再び雇い入れ、期間の定めのない労働契約又は65歳以上の年齢を終期とする有期労働契約により、65歳以上まで雇用する継続雇用制度の導入（再雇用）

口 希望者全員を定年に達した際、従前の雇用契約を終了させることなく、期間の定めのない労働契約又は、65歳以上の年齢を終期とする有期労働契約により65歳以上まで中断することなく継続して雇用する制度の導入（勤務延長）

65歳以上の年齢を終期とする有期労働契約の場合、1年経過後は退職の自由が保障されていること（就業規則等に明記されていること）が必要です。

すでに64歳以上の定年を実施している事業主又は、過去に65歳以上の継続雇用制度を導入したことにより、継続雇用定着促進助成金の支給を受けた事業主は支給対象となりません。

【支給額】

中小企業定年引上げ等奨励金は、実施した制度の種類とその制度を実施した日における企業規模（常用被保険者の数）に応じて、次の表に定める額を支給します。**支給申請前日時に64歳以上の被保険者がいない場合は（ ）の額**

1 60歳以上65歳未満の定年を定めている事業主【表1】

企業規模	支給額（万円）					
	A. 定年の引き上げ (65歳以上70歳未満)	B. 定年の引き上げ (70歳以上)または定年の廃止	C. 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入	D. 希望者全員を対象とする65歳安定継続雇用制度の導入	E. 希望者全員を対象とする65歳安定継続雇用制度と希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入を併せて実施	F. 定年引上げ(65歳以上70歳未満)と希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入を併せて実施
1～9人	40	80(40)	40(20)	20	50(30)	60(50)
10～99人	60	120(60)	60(30)	30	75(45)	90(75)
100～300人	80	160(80)	80(40)	40	100(60)	120(100)

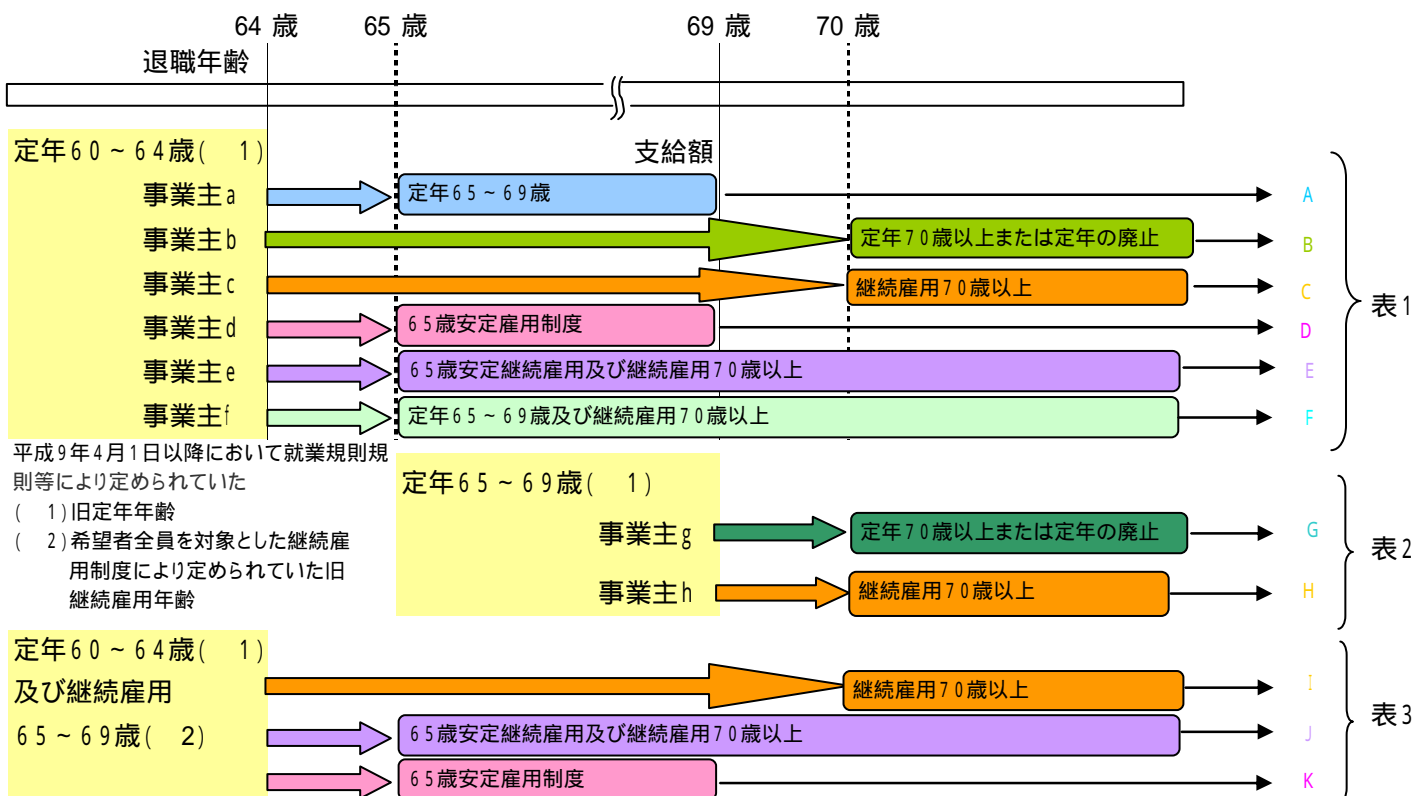
2 65歳以上70歳未満の定年を定めている事業主【表2】

企業規模	支給額（万円）	
	G. 定年の引き上げ (70歳以上)または定年の定め の廃止	H. 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入
1～9人	40(20)	20(10)
10～99人	60(30)	30(15)
100～300人	80(40)	40(20)

3 60歳以上65歳未満の定年及び65歳以上70歳未満の希望者全員を対象とする継続雇用制度を定めている事業主【表3】

企業規模	支給額（万円）		
	I. 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入	J. 希望者全員を対象とする65歳安定継続雇用制度と希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入を併せて実施	K. 希望者全員を対象とする65歳安定継続雇用制度の導入
1～9人	20(10)	30(20)	10
10～99人	30(15)	45(30)	15
100～300人	40(20)	60(40)	20

制度ごとの支給額



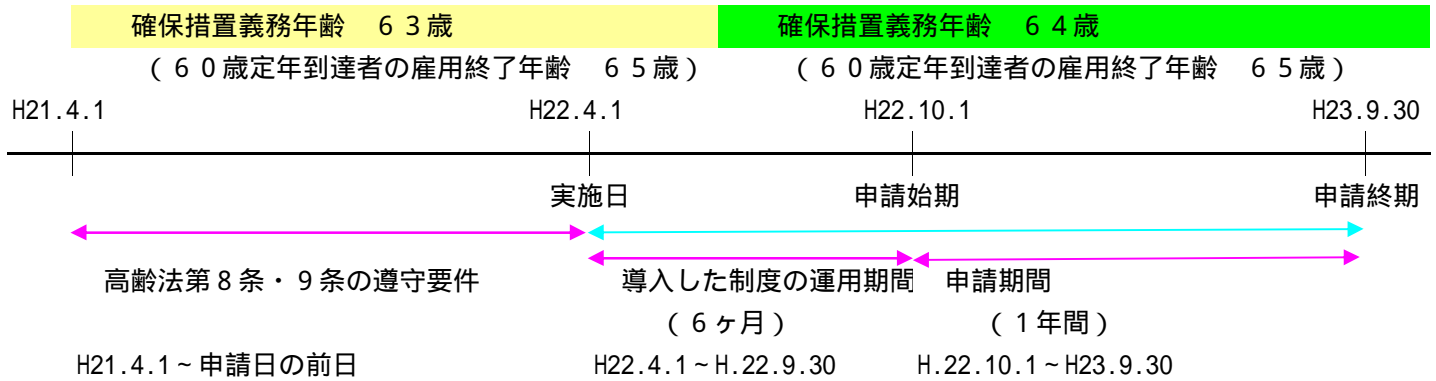
(3) 65歳安定雇用継続制度はすでに64歳以上の定年を実施している事業主は支給対象となりません。

【申請手続き】

次の書類を管轄の（社）石川県雇用支援協会に提出してください。

なお、申請は制度を導入した日から起算して6ヶ月以上の運用期間後です。申請期限は1年6ヶ月となります。

高齢法の遵守期間及び申請期間



イ 中小企業定年引上げ等奨励金申請書等

ロ 平成9年4月1日以降の定年及び継続雇用制度が確認できる就業規則等

ただし、次の場合には、定年に関する申立書（定 様式第15号）（注）の提出が必要となります。

- ・ 就業規則について労働基準監督署の受理日が定年引上げ等の措置を実施した日の翌日から起算して6か月を超えている場合
- ・ 65歳安定継続雇用制度については、変更前又は変更後の就業規則において契約更新の実態、期間の定めがないこと等について明確でない場合
- ・ 平成9年4月1日以降に就業規則等により定年等を明文化していない期間がある場合
- ・ 平成9年4月1日以降の定年等を定めた就業規則等を紛失等により提出することができない場合
- ・ 定年の定めを廃止を実施した場合において、就業規則等にその旨の記載がない場合

また、常時10人未満の労働者を使用する事業主で就業規則等を労働基準監督署に届出されていない場合は、就業規則等に関する申立書（定 様式第16号）（注）の提出が必要となります。

ハ 常用被保険者全員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）または常用被保険者全員の記載がある事業所別被保険者台帳（写）

ニ 登記事項証明書（個人事業主にあつては、税務署長へ提出した「所得税申告書」（写））

ホ 直近の労働保険確定保険料申告書（写）（労働保険事務組合委託事業所にあつては、労働保険料納入通知書（写）及び労働保険料領収書（写））

ヘ その他記載事項を確認する書類

（注）平成21年4月1日から、所定の様式を使用していただきます。

内容等についてご相談を希望される場合は「相談票」に記入のうえFAXして下さい。

（社）石川県雇用支援協会 〒920-8203 TEL 076(239)0825
金沢市鞍月5-181 FAX 076(239)3692